

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の 施行状況（平成 29 年）について

経済産業省及び環境省では、毎年「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の施行状況について集計を行っております。今般、平成 29 年 1 月から 12 月までの状況について取りまとめましたので公表いたします。

平成 29 年 1 月から 12 月までの間に、バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の総量は、249,006 トン（平成 28 年は 208,238 トン）であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の総量は、20,363 トン（平成 28 年は 29,833 トン）でした。

1. 制度の概要

バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）第 48 条第 3 項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受ける必要があります。環境大臣は、輸出承認に先立ち、バーゼル法第 4 条第 3 項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかの確認を行っています（注 1）。また、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、バーゼル法第 6 条第 1 項の規定に基づき、輸出移動書類を携帯する必要があります。

一方、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、バーゼル法第 8 条第 1 項の規定に基づき外為法第 52 条の規定による経済産業大臣の輸入承認を受ける必要があります。その際に、環境大臣は、バーゼル法第 8 条第 2 項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要がある場合は意見を述べる事ができることとなっています。また、輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、バーゼル法第 10 条第 1 項の規定に基づき、輸入移動書類を携帯する必要があります。

これらバーゼル法の施行状況については、毎年取りまとめて公表することとしており、今般、平成 29 年 1 月から 12 月の施行状況について取りまとめました。

2. 平成 29 年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

- (1) 特定有害廃棄物等の輸出の内容は、別添 1 のとおりです。移動書類を交付した案件の主な品目は、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、硫酸鉛、鉛灰で、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸出先は、韓国、香港、タイでした。

- (2) 輸出の状況について、輸出手続の段階別に整理すると以下のとおりです。
- ① 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは99件で、その輸出予定量は、461,850トン（平成28年は、113件、452,478トン）でした。
 - ② 相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは105件（注2）で、その総量は375,030トン（平成28年は、104件、386,098トン）でした。
 - ③ 輸出の承認を得たもののうち、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは、1,203件（注3、注4）で、その総量は、249,006トン（平成28年は、1,007件、208,238トン）でした。
- (3) バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出货量（輸出移動書類に記入された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の推移は別添2のとおりです。

3. 平成28年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

- (1) 特定有害廃棄物等の輸入の内容は別添3のとおりです。移動書類を交付した案件の主な品目は、電子部品スクラップ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸入先は、台湾、タイ、香港、フィリピンでした。
- (2) 輸入の状況について、輸入手続の段階別に整理すると以下のとおりです。
- ① 相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは184件で、その輸入予定量は172,552トン（平成28年は、175件、201,166トン）でした。
 - ② 輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは139件（注5）で、その総量は、145,088トン（平成28年は、174件、211,234トン）でした。
 - ③ 輸入の承認を得たもののうち、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは797件（注3、注6、注7）で、その総量は、20,363トン（注7）（平成28年は、1,154件（注7）、29,833トン（注7））でした。
- (3) バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記入された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の推移は別添4のとおりです。

4. 平成29年におけるバーゼル法に基づく行政処分等の状況

バーゼル法第15条に基づく報告徴収及び第14条に基づく措置命令の実施件数は次のとおりでした。

- 報告徴収件数 0件（0）
- 措置命令発出件数 0件（0）
- ※（ ）内は、平成28年実績

なお、輸出先国からバーゼル条約に基づく不法取引通報があった案件や、税関から不法輸出入の疑義貨物に係る通報があった案件等については、経済産業省及び環境省は税関と連携の上、必要に応じて貨物確認や輸出入業者へのヒアリング等を行い、法令に違反していることが判明した場合には法令に基づく処分や行政指導を行う等厳正に対処することとしています。

(参考：一覧表)

我が国からの輸出について			我が国への輸入について		
手続	件数	記載重量	手続	件数	記載重量
相手国への 通告	99 件 (113)	461,850 トン (452,478)	相手国から の通告	184 件 (175)	172,552 トン (201,166)
輸出の承認 (注2)	105 件 (104)	375,030 トン (386,098)	輸入の承認 (注5)	139 件 (174)	145,088 トン (211,234)
輸出移動書 類の交付 (注3、注4)	1,203 件 (1,007)	249,006 トン (208,238)	輸入移動書 類の交付 (注3、注6、注 7)	797 件 (1,154)	20,363 トン (29,833)

() 内は、平成 28 年実績

注 1： 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 4 条第 2 項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令」で定める地域を仕向地とする同省令で定める特定有害廃棄物等の輸出の場合に限ります。

注 2： 平成 28 年以前に事前通告を行ったものを含みます。

注 3： 一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。

注 4： 平成 28 年に輸出承認を行ったものを含みます。

注 5： 平成 28 年以前に事前通告を受領したものを含みます。

注 6： 平成 28 年に輸入承認を行ったものを含みます。

注 7： 一部、輸入通関時の都度、輸入承認証の発給を行っていた台湾からの輸入承認件数及び数量を含みます。